

インフルエンザ出席停止期間早見表

日付	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
例	発症日	発症後 5 日間 (出席停止期間)					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に解熱した場合									
発症後 2 日目に解熱した場合									
発症後 3 日目に解熱した場合									
発症後 4 日目に解熱した場合									
発症後 5 日目に解熱した場合									

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法では出席停止期間が

「発症した後5日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまで」

となっております。一般的には制限はありませんが、感染しやすい期間が上記のようになっていきます。出勤については各事業所の指示にしたがっていただき、休める場合は指示にしたがって療養して下さい。

外出停止期間中に症状がつかなく、受診希望される場合は、一度電話にてご連絡下さい。

五藤医院 電話 0586-87-7800

公式LINEはこちら！



また本院の公式ラインでは
 ○コロナワクチン情報
 ○インフルエンザワクチン情報
 ○五藤医院通信
 などの情報を配信しています♪

ぜひご利用ください♪